

**横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会
審査結果報告書**

1. 横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会の設置

公立保育所の民営化法人候補者を厳正かつ公正に選定するため、横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

なお、選定委員会の構成は次のとおり。

委員長	藤本 和宏	（副市長）	
副委員長	A委員	（南教育事務所 総務・幼保推進班 副主幹）	
委員	B委員	（南教育事務所 幼保指導員）	
委員	C委員	（税理士）	
委員	D委員	（植田保育所保護者会 会長）	※植田・睦合のみ審査
委員	E委員	（睦合保育所父母の会 会長）	※植田・睦合のみ審査
委員	F委員	（たいゆう保育園保護者会 会長）	※大雄のみ審査
委員	佐藤 亮	（健康福祉部長）	
委員	高橋 栄逸	（まちづくり推進部十文字地域局長）	※植田・睦合のみ審査
委員	戸田 勝己	（まちづくり推進部大雄地域局長）	※大雄のみ審査

2. 選定委員会の開催（全2回）

回	開催年月日	内 容
第1回	平成29年12月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・概要説明 ・審査基準及び評価方法について ・応募法人の運営する保育所の視察（旭保育園）
第2回	平成30年2月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準及び評価方法の確認 ・応募法人によるプレゼンテーション及び審査 <ul style="list-style-type: none"> ①プレゼンテーション ②質疑応答 ③委員意見交換 ④評価

3. 応募状況

移管対象保育所	応募法人名（所在地）
植田・睦合統合保育所（仮称）	社会福祉法人 一真会（横手市十文字町睦合字川井川47）
たいゆう保育園	社会福祉法人 旭保育園（横手市猪岡字沼下145-2）

4. 審査方法

横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会実施要領に基づき、応募法人からの提出資料と事業提案説明（プレゼンテーション）について、次の審査項目・評価基準に基づき審査した。

【評価項目及び配点】

着 眼 点	配点
項目1 法人及び保育所運営について	45
(1) 移管保育所を運営するにふさわしい応募動機を有しているか。	10
(2) 法人の運営は、社会福祉の理念に沿っているか。	5
(3) 法人の沿革や理事会等の体制は、良好な保育所運営を期待できるか。	5
(4) 職員の労務管理は適切であるか。	10
(5) 安定的な経営を行うための財政的余裕があるか。	15
項目2 保育所の運営状況について	15
(1) 保護者に対して、保育理念や目標等が情報共有できているか。	5
(2) 過去3年の行政指導監査において、重大な指摘事項がなかったか、また、指摘事項についての適切な改善が行われているか。	5
(3) 職員の配置や職務分担はバランスの取れたものになっているか。	5
項目3 移管保育所の設置・運営について	140
(1) 保育理念や目標、基本方針、保育の姿が子どもを主体としたものになっているか。	10
(2) 職員の資質を向上させるための研修機会は十分であるか。	10
(3) 児童の健康管理に対する配慮は適切か。	5
(4) 児童の発育や健康状態に応じた給食や食育への考え方は十分かつ適切か。また、アレルギー児等配慮を要する児童に対し適切に対応可能な体制があるか。	5
(5) 障がいがある等の特別な支援を要する子どもの保育について十分に理解があり、対応が適切か。	10
(6) 衛生管理、安全管理の考え方は十分かつ適切か。	5
(7) 保護者との連携、連絡体制は適切か。	5
(8) 地域住民との交流や行事参加、地域貢献、公共機関等との連携について積極的に取り組むものになっているか。	5
(9) 虐待等が疑われる子どもの早期発見と適切な対応を行うものになっているか。	5
(10) 緊急時の危機管理に関するマニュアルを整備し、訓練体制を確立している。	5
(11) 要望・苦情等に対する処理体制の取組は評価できるか。	5
(12) 職員の処遇や雇用形態、継続的な雇用に関する考え方は適切か。	10
(13) 施設長及び主任保育士の保育所等における経験年数は十分か。	5
(14) 特別保育事業に積極的に取り組むものになっているか。また、必要性を理解し、具体的な方向性を持っているか。	10
(15) 園解放、子育て相談等地域の子育て支援に積極的に取り組むものになっているか。	5
(16) 引継保育に対する考え方や対応は適切か。	10
(17) 移管保育所に勤務している臨時保育士等について、積極的に正規（常用雇用）職員に採用する職員配置計画となっているか。	10
(18) 収支予算計画は適切であり、良好な施設運営が見込まれるか。	10
(19) 施設建設のための自己資金が確保されているか。また、償還に係る財源及び方法に無理はないか。	10
評 価 点 合 計	200

【得点化方法及び総合評価点の算出方法】

■得点化方法

評 価 基 準		評価	得点化基準
非常に優れている	「市が求める基準」全てに該当し、「さらに評価する事項」全てに該当する	A	配点 × 1.00
優れている	「市が求める基準」全てに該当し、「さらに評価する事項」がある	B	配点 × 0.75
適切である (市が求める基準を満たしている)	「市が求める基準」全てに該当する	C	配点 × 0.50
やや劣る	「市が求める基準」のいずれかに該当しない	D	配点 × 0.25
劣るまたは該当なし	「市が求める基準」に全く該当しない	E	配点 × 0.00

※項目2について、保育所以外の認定こども園または特定地域型保育事業を現に運営している場合は上記得点化基準に0.9を乗ずるものとし、その他の施設を運営している場合はE評価（該当なし）とする。

■評価のための基準の設定

「市が求める基準」を明確化するため、関係法令や基準、保育所保育指針等を根拠として、保育所を運営するにあたり満たすべき事項、及びさらに評価に値し加点すべき事項を設定し、これに基づき選定委員が審査を実施することとした。

■総合評価点の算出方法

- ①審査項目1～3ごとに各委員の評価点の平均点を算出する。なお、平均点の算出時には、最高得点及び最低得点の委員2名の評価点を除外する。
- ②審査項目1～3ごとの平均点の合計を総合評価点とする。

【候補者の選定】

- ①総合評価点に基づき応募者の順位を決定し、第1位から順に優先交渉相手とする。なお、総合評価点が200点満点中100点未満の場合は、市が求める基準を満たしていないものとして、候補者から除く。
- ②全ての応募者が総合評価点100点未満の場合は候補者なしとする。

5. 審査結果

審査結果は次のとおりとなった。

移管対象保育所	応募法人名	総合評価点	審査結果
植田・睦合統合保育所（仮称）	（福）一真会	112.3	合格
たいゆう保育園	（福）旭保育園	114.4	合格

※当日、委員1名が欠席となったため、植田・睦合統合保育所は7名、たいゆう保育園については6名の委員により審査を行った。

移管対象保育所	審査委員
植田・睦合統合保育所（仮称）	藤本和宏委員、B委員、C委員、D委員、E委員、 佐藤亮委員、高橋栄逸委員 計7名
たいゆう保育園	藤本和宏委員、B委員、C委員、F委員、 佐藤亮委員、戸田勝己委員 計6名

【各応募法人の評価内訳】

■（福）一真会

項目	配点	平均点
1 法人及び保育所運営について	45	29.0
2 保育所の運営状況について	15	0
3 移管保育所の設置・運営について	140	83.3
総合評価点	200	112.3

■（福）旭保育園

項目	配点	平均点
1 法人及び保育所運営について	45	26.6
2 保育所の運営状況について	15	9.7
3 移管保育所の設置・運営について	140	78.1
総合評価点	200	114.4

【選定委員の主な意見】

■（福）一真会

- ・土曜日の受入体制について、全体として職員数が少ない。特に、調理員が1名のみでは離乳食やアレルギー食、未満児・以上児の献立への対応が難しいと思われる。
- ・保育所自体は所長経験者が所長を務め、現保育所の保育士を継続雇用することでそれほど不安はないと思うが、保育所の運営状態を法人が客観的に評価できるのかというガバナンスの部分が心配。評価ができる人材の確保が必要。
- ・法人の規程の中で、職員の資格取得奨励規程があり、非常に職員の励みになると思う。
- ・新しい保育所を認可するだけでは保護者は満足しない。少なくとも現状維持、あるいは今よりも良い保育・経営を行うことが責務。
- ・健康診断は入所時と年2回と定められているので、入所した年度は年3回になる。まだ年2回のみという保育所が多いが、学校保健安全法に準じて行われなければならない。この点については負担が増えるところではあるが勉強して欲しい。
- ・資金計画の部分については大きな問題はない。

■（福）旭保育園

- ・今のたいゆう保育園は地域とのつながりが非常に強い。地域の婦人会が農園活動に來たり、地域住民が畑を開放したりしている。これまでと同様に、地域とのつながりを積極的に意識し、同様の活動を継続してもらいたい。
- ・安定的な経営を行うための財政的余裕があるかというところについて、直近は黒字に転化できているが、運転資金を確保するためには積立金の取崩しが必要になる。
- ・拠点が2つになり経理も2倍になるが、現行の経理事務で既に余裕がないことから、拠点区分間の借りっぱなしや流用等がないように注視する必要がある。

6. 総括

横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会設置要綱第2条第2号に基づく審査の結果、合格した法人を民営化法人候補者として選定することとする。

なお、審査結果は、要綱第8条に基づき市の担当窓口及びホームページにおいて公表する。

以上、報告します。

平成30年2月5日

横手市長 高橋 大 様

横手市公立保育所民営化法人候補者選定委員会
委員長 藤本 和宏